

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令 新旧対照表（下線部が変更箇所を示す。）

改正案	現行
<p>第1章～第14章（略） 別表1～別表7（略） 別紙1（略） 別紙2 無線局の目的別審査基準（第5条関係） 第1（略） 第2 陸上関係 1（略） 2 公共業務用無線局 (1) 防災行政用 防災行政用無線局の審査は次の基準により行う。 ア～エ（略） オ 通信系別の審査は次の規定により行う。 (ア)・(イ)（略） (ウ) 移動系 A～G（略） H 画像伝送系 (A) 移動範囲は、<u>全国及び日本周辺海域並びにそれらの上空の範囲で必要とされるものとする。</u> (B)（略） (C) 免許人の希望により、主運用波以外の<u>周波数</u>（以下「予備波」という。）を指定することとし、</p>	<p>第1章～第14章（略） 別表1～別表7（略） 別紙1（略） 別紙2 無線局の目的別審査基準（第5条関係） 第1（略） 第2 陸上関係 1（略） 2 公共業務用無線局 (1) 防災行政用 防災行政用無線局の審査は次の基準により行う。 ア～エ（略） オ 通信系別の審査は次の規定により行う。 (ア)・(イ)（略） (ウ) 移動系 A～G（略） H 画像伝送系 (A) 移動範囲は、<u>全国</u>とする。 (B)（略） (C) 免許人の希望により、主運用波以外の<u>3波</u>（以下「予備波」という。）を認めることとし、</p>

予備波を指定する場合は、「この周波数の電波の使用は、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限る。」旨の附款を付すものとする。

なお、予備波については、次の場合のみ使用できることとし、その旨が無線局運用管理規程等に明記されているものであること。

a～d (略)

(D) (略)

(E) 無線設備について、災害時及び訓練時等において、防災関係機関相互間で災害対策のための適切な無線局の運用が求められることから、可能な限り、アナログ方式により映像信号を伝送するもの及びデジタル方式により高画質映像信号を伝送するものにあつては4波、デジタル方式により標準画質映像信号を伝送するものにあつては8波を実装できるものであること。

(F) その他については、(4)カ及び(14)によること。

I (略)

カ～セ (略)

別表(1)—1～別表(1)—4 (略)

(2)、(3) (略)

予備波を指定する場合は、「この周波数の電波の使用は、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限る。」旨の付款が付されているものであること。

なお、予備波については、次の場合のみ使用できることとし、その旨が無線局運用管理規程等に明記されているものであること。

a～d (略)

(D) (略)

(E) その他については、2(14)によること。

I (略)

カ～セ (略)

別表(1)—1～別表(1)—4 (略)

(2)、(3) (略)

(4) 消防用

消防用無線局の審査は次の基準により行う。

ア～ウ (略)

エ 移動通信系

(ア)～(イ) (略)

(オ) 割当周波数等

移動通信系の周波数の割当ては、消防・救急業務の管轄区域内における人口の推移、消防・救急業務体制の整備計画等を勘案し、各総合通信局及び沖縄総合通信事務所あらかじめ作成した周波数使用計画に基づいて行うものとする。

A～D (略)

E TV 伝送用及び TV 伝送連絡用

(A) 15GHz 帯を使用するもの

a・b (略)

c TV 伝送用周波数の追加割当基準

TV 主運用波以外の周波数(以下この(4)において「TV 予備波」という。)については、災害時及び訓練時等における防災関係機関相互間の災害対策を踏まえ、可能な限り実装することとし、TV 予備波を指定する場合は、「この周波数の使用は、他の無線局の運用に

(4) 消防用

消防用無線局の審査は次の基準により行う。

ア～ウ (略)

エ 移動通信系

(ア)～(イ) (略)

(オ) 割当周波数等

移動通信系の周波数の割当ては、消防・救急業務の管轄区域内における人口の推移、消防・救急業務体制の整備計画等を勘案し、あらかじめ作成した周波数使用計画に基づいて行うものとする。

A～D (略)

E TV 伝送用及び TV 伝送連絡用

(A) 15GHz 帯を使用するもの

a・b (略)

c TV 伝送用周波数の追加割当基準

TV 主運用波以外の3波(以下この(4)において「TV 予備波」という。)については、災害時及び訓練時等における防災関係機関相互間の災害対策を踏まえ、可能な限り実装することとし、TV 予備波を指定する場合は、「この周波数の使用は、他の無線局の運用に妨害

妨害を与えない場合に限る。」旨の附款を付すものとする。なお、TV 予備波については、次の場合のみ使用できるとし、その旨が無線局運用管理規程等に明記されているものであること。

(a)～(d) (略)

(B) (略)

F～H (略)

(キ) 移動範囲

陸上移動局（署活動用を除く。）の移動範囲にあつては「全国」、携帯局の移動範囲にあつては「全国及び日本周辺海域並びにそれらの上空」とし、署活動用陸上移動局の移動範囲にあつては、当該市町村、消防組合及び都道府県の消防・救急業務の管轄区域及びその周辺とする。

(ク) 無線設備の条件

A (略)

B デジタル移動通信系(SCPC方式に限る。)の無線局(基地局を除く。)は、デジタル共通用の周波数の全てを併せて実装するものであること。

C デジタル移動通信系(SCPC方式に限る。)の基地

を与えない場合に限る。」旨の付款が付されているものであること。なお、TV 予備波については、次の場合のみ使用できるとし、その旨が無線局運用管理規程等に明記されているものであること。

(a)～(d) (略)

(B) (略)

F～H (略)

(カ) 移動範囲

陸上移動局及び携帯局の移動範囲は、当該市町村、消防組合及び都道府県の消防・救急業務の管轄区域及びその周辺とする。ただし、消防庁が開設する陸上移動局及び携帯局、15GHz 帯を使用する TV 伝送用無線局又は TV 伝送連絡用無線局にあつては「全国」とし、広域災害時に他の市町村、消防組合及び都道府県の応援を行う場合は、適当と認められる範囲を移動範囲とすること。

(キ) 無線設備の条件

A (略)

B デジタル移動通信系(SCPC方式に限る。)の無線局(基地局を除く。)は、デジタル共通用の周波数のすべてを併せて実装するものであること。

C デジタル移動通信系(SCPC方式に限る。)の基地

局の無線設備は、指定されている周波数の全てを同時に送信し、又は受信することができるものであること。ただし、複数の統制波を指定する場合には、これらを同時に送信し、又は受信することができるものであることを要しない。

D～H (略)

I TV伝送用無線局の無線設備は、次の基準によるほか、(14)によること。

災害時及び訓練時等においては、防災関係機関相互間で災害対策のための適切な無線局の運用が求められることから、可能な限り、アナログ方式により映像信号を伝送するもの及びデジタル方式により高画質映像信号を伝送するものにあつては4波、デジタル方式により標準画質映像信号を伝送するものにあつては8波を実装できるものであること。

オ (略)

カ 防災・消防ヘリコプター画像伝送システムの審査は、次の基準により行う。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) TV予備波の指定について

アナログ方式により映像信号を伝送するもの及びデジタル方式により高画質映像信号を伝送するもの

局の無線設備は、指定されている周波数のすべてを同時に送信し、又は受信することができるものであること。ただし、複数の統制波を指定する場合には、これらを同時に送信し、又は受信することができるものであることを要しない。

D～H (略)

I TV伝送用無線局の無線設備は、2(14)によること。

オ (略)

カ 防災・消防ヘリコプター画像伝送システムの審査は、次の基準により行う。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) TV予備波の指定について

災害時及び訓練時等においては、防災関係機関相互間で災害対策のための適切な無線局の運用が求め

にあつては3波、デジタル方式により標準画質映像
信号を伝送するものにあつては6波を指定するもの
とする。

(イ)・(オ) (略)

キ (略)

別表(4) (略)

られることから、可能な限り、TV 予備波を含めた 4
波すべてが実装されていること。

(イ)・(オ) (略)

キ (略)

別表(4) (略)